

## 組合 Q & A

### 利益が出た研修旅行を企画

五〇〇万円利益が出そうなので、研修旅行に行こうと思う。組合員の八割が参加する。費用は概算したところ四〇〇万円、税務上損金になるか

問題はこの研修旅行が教育情報事業か物見遊山かという点です。物見遊山だと税務上の交際費になります。福利厚生事業じゃないか、と試してみても税務上は組合員と株主と見ているので、株主招待旅行と同じで交際費に算入せざるを得ないので。

組合員が税務上で株主と異なる扱いがされるのは、組合が組合員に支出する災害見舞金です。これについては、租税特別措置法の通達が出ているので損金に算入できます。

研修旅行の費用が、全額、物見遊山とみられると四〇〇万円は交際費になります。交際費は一定の額・率までは損金に算入できます。仮に、九〇%が損金算入限度であれば三六〇万円を損金に算入で

き、利益総額が五〇〇万円だと課税所得は一四〇万円（五〇〇万円－三六〇万円）になります。このうち、約四〇%が法人税等になるので五六万円程の税金が発生します。

一方、全額が教育事業と認められると、四〇〇万円は損金になるので、課税所得は一〇〇万円です。法人税等が約四〇%だと、四〇万円程が税負担額となります。

研修旅行が物見遊山になるか教育事業になるかで概算四〇〇～五六万円の税負担額になると思われます。この幅のどこに落ち着くかは旅行の行程の中身を、これは遊び、これは研修、と分けて算定します。研修の部分が多くなるには、参加者から報告書を提出してもらおうなどの方法が有効なようです。

しかし、四〇〇万円の交際費なら教育事業にしても物見遊山にしても税負担という点ではそれほど大きな差は認められないという気がします。

無理して研修旅行などしないで、内部留保を厚くすることを考えてもよいのではないのでしょうか。物見遊山でも、教育事業でも四〇〇

万円は消えてしまします。その上、税金がかかるので、組合には五〇万円前後しか残りません。

旅行に行かなければ二〇〇万円（五〇〇万円の課税所得に対する約四〇%）の法人税等を払っても三〇〇万円が組合に残ります。

組合員の八割が参加する研修事業は物見遊山であっても有意義な事業です。その価値は認めますが、節税だけではなく組合の内部に留保することも価値のあることです。内部留保に回すことも検討してみてくださいはいかがでしょうか。

### ポイント

- ★ 組合員の旅行の費用は、交際費分もある
- ★ 研修事業として認められる部分もある
- ★ 節税よりも内部留保も検討に値する

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q: 中小企業組合に関する法令上、正しいものには○を、誤っているものには×でお答えください。

【第1問】平成19年の法改正によって総会で、代表理事を選出できることになった。

【第2問】事業廃止による法定脱退は、事業年度末が脱退時点になる。

【第3問】総会の議事は出席者の過半数で決するが、定款でこの割合を引き上げることができる。

【第4問】総会の議長は、組合員として議決に参加することができず、可否同数のときの決定権を持つ。

【第5問】組合員は、自由に組合に対する持分を他人に譲渡できる。

【第6問】組合員数の3%以上の組合員の同意を得て会計帳簿等の閲覧・謄写が請求された場合には、組合は正当な理由なく拒めない。

【第7問】商店街振興組合の場合には銀行、百貨店であっても組合員になれる。

### 《解答》

第1問×、第2問×、第3問×、第4問×、第5問×、第6問○、第7問○